

4. 子ども・子育て・保育

チェックリスト

各種手続き

区役所以外で行う手続き

相続について

案内図

手続き①

就学援助（小中学校）を受けている、
または新たに就学援助を受けたい

窓口・郵送

手続き詳細	申請者
亡くなられた方により必要な手続きが異なりますので、詳しくは、問い合わせ先にご確認ください。	保護者
	問い合わせ先
	学務課 管理係 ☎ 03-5984-5643
必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 就学援助費受給申請書兼委任状 <input type="checkbox"/> 振込先口座を確認できるもの ※申請書については、区立小中学校または学務課にてお配りしています。 ※該当する審査理由により、その他必要な書類があります。詳しくは、お問い合わせください。	速やかに

手続き②

子ども医療証の交付を受けている

窓口・郵送

手続き詳細	申請者
お子様が無くなられた場合は手続きは不要です。 子ども医療証に記載のある保護者が亡くなられた場合は子ども医療証の保護者変更、お子様の加入健康保険の被保険者が亡くなられた場合は健康保険の変更手続きが必要です。	親族
	問い合わせ先
	子育て支援課 児童手当係 ☎ 03-5984-5824
必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（申請者） <input type="checkbox"/> 子ども医療証 ※お子様の加入健康保険の被保険者が亡くなられた場合は、お子様が新たに加入される健康保険の情報が確認できるものが必要です。	速やかに

手続き③ 児童手当を受けている

窓口・郵送・オンライン

<p>手続き詳細</p> <p>受給者やお子様が無くなった場合、受給資格は消滅となります。その後の手続きは児童手当係までご連絡ください。お子様を新たに監護される場合は申請が必要です。なお、受給者の配偶者が亡くなった場合は、ひとり親の手当等の申請が可能な場合があります。</p>	<p>申請者</p> <p>親族</p> <hr/> <p>問い合わせ先</p> <p>子育て支援課 児童手当係 ☎ 03-5984-5824</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類および個人番号確認書類（申請者・配偶者）</p> <p><input type="checkbox"/> 振込先普通預金口座（申請者名義）を確認できるもの。</p> <p>※外国籍の方は上記のほかに必要なものがある場合があります。詳しくは練馬区公式ホームページ、またはお問い合わせください。</p>	<p>期 限</p> <p>速やかに</p>

MEMO

チェックリスト

各種手続き

区役所以外で行う手続き

相続について

案内図

4. 子ども・子育て・保育

手続き④

児童扶養手当、児童育成手当（育成）、
ひとり親家庭等医療費助成などを受けている

窓口・郵送

手続き詳細	申請者
亡くなられた方により必要な手続きが異なりますので、詳しくは、問い合わせ先にご確認ください。	親族
	問い合わせ先 子育て支援課 児童手当係 ☎ 03-5984-5824
必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 本人確認書類および個人番号確認書類（申請者） <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療証	速やかに

手続き⑤

児童育成手当（障害）、特別児童扶養手当を受けている

窓口・郵送

手続き詳細	申請者
亡くなられた方により必要な手続きが異なりますので、詳しくは、問い合わせ先にご確認ください。	親族
	問い合わせ先 子育て支援課 児童手当係 ☎ 03-5984-5824
必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 本人確認書類および個人番号確認書類（申請者）	速やかに

手続き⑥ 保育園に通園している子がいる

窓口・郵送・オンライン

<p>手続き詳細</p> <p>亡くなられた方により手続きが必要な場合がありますので、詳しくは、問い合わせ先にご確認ください。</p>	<p>申請者</p> <p>親族</p>
	<p>問い合わせ先</p> <p>保育課 保育認定係 ☎ 03-5984-1479</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 子どものための教育・保育給付認定変更申請書兼教育・保育給付認定変更届</p> <p><input type="checkbox"/> 必要に応じて死亡届または除籍謄本（本人、児童）</p>	<p>期 限</p> <p>速やかに</p>

手続き⑦ 幼稚園に通園している子がいる

窓口・郵送

<p>手続き詳細</p> <p>亡くなられた方により手続きが必要な場合がありますので、詳しくは、問い合わせ先にご確認ください。</p>	<p>申請者</p> <p>親族</p>
	<p>問い合わせ先</p> <p>学務課 幼稚園係 ☎ 03-5984-1347</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 必要に応じて私立幼稚園園児保護者補助金振込口座変更届または給付認定変更申請書兼給付認定変更届</p>	<p>期 限</p> <p>速やかに</p>

5. 税金・助成金・区民葬儀等

手続き① 亡くなられた方に、前年中に年金や給与等の所得があった

窓口・郵送

手続き詳細	申請者
<p>【相続人代表者登録手続】</p> <p>特別区民税・都民税（住民税）は、1月1日（賦課期日）現在、練馬区に住所がある方に課税されます。</p> <p>そこで、1月2日以降に亡くなられた場合には、相続人または相続人と思われるご親族の方に納税通知書が送付されることになります。</p> <p>相続人のうちどなたが相続人代表者になれるのか「相続人代表者指定（変更）届」の提出をお願いします。届出書に必要事項を記入して、提出してください。</p>	<p>相続人代表者</p>
	<p>問い合わせ先</p> <p>税務課区税第一～第四係 ☎ 03-5984-4537 または 収納課個人収納係 ☎ 03-5984-4542</p>
必要なもの	期 限
<p>相続人代表者指定届をご提出ください。</p> <p>【窓口】</p> <p>用紙は窓口にあります。来庁者の本人確認書類をお持ちください。</p> <p>【郵送】</p> <p>練馬区公式ホームページ「亡くなられた方の税金について」から用紙をダウンロードしていただくか、問い合わせ先へご連絡ください。</p>	<p>速やかに</p>

手続き② 亡くなられた方に、住民税の未納や納期末到来分がある

窓口

手続き詳細	申請者
<p>【納付相談】</p> <p>未納がある場合や、納期末到来分について期限内納付等が困難な場合はご相談ください。</p>	<p>相続人</p>
	<p>問い合わせ先</p> <p>収納課納付相談係 ☎ 03-5984-4547</p>
必要なもの	期 限
<p>お問い合わせください。</p>	<p>速やかに</p>

手続き③ 原付バイク (125cc以下) を所有していた

窓口・郵送

<p>手続き詳細</p> <p>廃車手続きをしてください。ご家族が引き続き使用する場合は、名義変更の手続きをしてください。</p>	<p>申請者</p> <p>相続人</p> <p>問い合わせ先</p> <p>税務課 軽自動車税担当 ☎ 03-5984-4536 または、 石神井区民事務所 ☎ 03-3995-1103</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と同一世帯でない場合は関係がわかる戸籍謄本など</p>	<p>期 限</p> <p>速やかに</p>

手続き④ 犬 (生後91日以上) を飼っている

窓口

<p>手続き詳細</p> <p>飼い主が亡くなられた場合は所有者の変更届が必要です。状況によって手続きが異なりますので、詳しくは、問い合わせ先にご確認ください。</p>	<p>申請者</p> <p>どなたでも可</p> <p>問い合わせ先</p> <p>生活衛生課管理係 ☎03-5984-2483</p>
<p>必要なもの</p>	<p>期 限</p> <p>速やかに</p>

5. 税金・助成金・区民葬儀等

手続き⑤ 指定葬儀場使用料の助成を受けたい

窓口・郵送

手続き詳細	申請者
<p>区が指定した葬儀場の会場において 通夜または葬儀（社葬を除く。安置、初七日等の費用も対象外。）を行い、つぎの（１）または（２）のいずれかに該当する場合、会場使用料の一部を助成します。</p> <p>（１）会場使用料を負担した方（領収書の宛名の方）が、通夜または葬儀の日において、練馬区に住民登録がある。</p> <p>（２）亡くなられた方が、死亡日において練馬区に住民登録があった。</p> <p>助成金額は、1万5,000円です。</p> <p>※会場使用料が上記の金額未満の場合は、その額になります。</p> <p>【練馬区指定葬儀場】</p> <p>江古田斎場 小竹町1丁目61番1号 ☎ 03-3958-1192</p> <p>豊島園会館 練馬3丁目22番6号 ☎ 03-3991-2234 (夜間) 0120-17-9876</p> <p>東高野会館 高野台3丁目10番3号 ☎ 03-3995-3724</p> <p>大泉橋戸会館 大泉町6丁目24番26号 ☎ 03-3925-1325</p> <p>石神井寶亀閣斎場 石神井台1丁目2番13号 ☎ 03-3996-0214</p>	<p>会場使用料を負担した方 (領収書の宛名の方)</p> <p>問い合わせ先</p> <p>地域振興課 事業推進係 ☎ 03-5984-1523</p>
必要なもの	期 限
<p>【窓口】</p> <p><input type="checkbox"/> 会場使用料の領収書の原本</p> <p><input type="checkbox"/> 会場使用料を負担した方の銀行等の口座情報</p> <p>【郵送】</p> <p>申請方法などについて、詳しくは問い合わせ先にご確認ください。</p>	<p>通夜または葬儀の終わった日の翌日から1年間</p>

手続き⑥ 区民葬儀を利用したい

窓口・郵送

<p>手続き詳細</p> <p>「区民葬儀取扱業者」の中から業者を決めて、区民葬儀の利用であることを伝えて申し込んでください。</p> <p>※区民葬儀とは、葬儀費用の負担軽減のために、23区と葬儀業者が提携する制度を利用した葬儀です。</p> <p>※区民葬儀取扱業者については問い合わせ先にご確認ください。</p>	<p>利用者</p> <p>葬儀を行う親族の方等 (自身が23区内に住んでいる、または亡くなられた方が死亡日において23区内に住んでいた)</p> <p>問い合わせ先</p> <p>地域振興課 事業推進係 ☎ 03-5984-1523</p>
<p>必要なもの</p> <p>死亡届(死亡診断書)を戸籍の窓口提出する際に、「区民葬儀券」を請求してください。受け取った区民葬儀券は、必要事項を記入して業者に渡してください。</p>	<p>期限</p> <p>葬儀業者を決める前</p>

手続き⑦ ごみの処分をしたい

窓口

<p>手続き詳細</p> <p>ごみの種別によって処分方法が異なりますので、詳しくは、問い合わせ先にご確認ください。</p>	<p>申請者</p> <p>親族</p> <p>問い合わせ先</p> <p>〒176・179地域 練馬清掃事務所 ☎ 03-3992-7141 〒177・178地域 石神井清掃事務所 ☎ 03-3928-1353</p>
--	--

5. 税金・助成金・区民葬儀等

手続き⑧ 区営住宅に住んでいた

窓口・郵送

手続き詳細

詳しくは、問い合わせ先にご確認ください。

申請者

状況により異なるので
お問い合わせください。

問い合わせ先

住宅課住宅係
☎ 03-5984-1619
※都営住宅に住んでいた方は、P40をご確認ください。

手続き⑨ 区立高齢者集合住宅に住んでいた

窓口・郵送

手続き詳細

詳しくは、問い合わせ先にご確認ください。

申請者

状況により異なるので
お問い合わせください。

問い合わせ先

住宅課住宅係
☎ 03-5984-1619

MEMO